

# 農地を転用するときは、手続きを!! 無断転用は農地法違反です

農地を転用するときには届出や許可が必要です。無断で転用した場合には、農地法により処罰されることがあります。農地転用などの許可申請や届出、貸借、相続など、農地に関することは、農業委員会にご相談ください。



農業委員会（農林振興課）  
995-1824



遊休農地の有効活用（パノラマ遊花の里）

## 農地転用は農地を農地以外に利用すること

農地転用とは、農地を農地以外に利用することをいいます。農地に家を建てたり道路や駐車場を作ったりするには、農地転用の届出や許可が必要です。

## 対象となる農地とは

地目が田・畑などの土地が農地です。また、地目が田・畑以外であっても、現在耕作されていれば、農地として扱われます。農地転用の手続きは、その農地の区域によって異なります。

## 市街化区域内の農地の転用は届出を

市街化区域内の農地を転用するときには、あらかじめ農業委員会への届出が必要です。

## 市街化区域外の農地の転用には許可が必要

市街化調整区域など市街化区域外の農地を転用するときには、転用の許可が必要です。許可申請をすると、転用の目的、市街地の近接度合、転用の確実性、周辺農地への影響などについて審査が行われ、農業委員会を經由して県知事が許可します。

また、農用地区域内の農地（青地農地）は原則として転用することができません。転用する場合には、いくつかの条件を満たした上で、事前に農用地区域から除外する手続きを行い、承認を受ける必要があります。

## 一時的な転用の場合

農地を一時的に資材置場や仮設現場事務所などに利用する場合も、農地転用の届出や許可が必要です。

## 無断転用は農地法違反

農地を無断で転用すると、農地法違反となり、転用の効力が生じません。また、県知事から工事の中止や原状回復の命令が出されることがあります。さらに、違反転用に対しては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人に対しては、1億円以下の罰金）が科せられる場合があります。

## 所有権の移転を行う場合は許可が必要

農地を農地として所有権の移転などを行う場合は農地法3条の許可が必要になります。違反転用された農地を所有していたり、遊休農地のままにしておいたりすると、新たに農地を取得できない場合があります。

## 相続などで農地を取得した場合は届出を

相続や時効などにより、権利を取得した方は農業委員会に届出が必要です。

## 耕作管理できない場合は相談を

相続などで農地を取得しても、農業の経験がないため耕作できない場合や、農業後継者が不在なため農地を荒らしてしまう恐れがあるなどの場合には、遊休農地にしてしまう前に農業委員会にご相談ください。農地の有効活用を図るため、農地中間管理機構（県農業振興公社）や農地利用集積円滑化団体（JA）などの関係機関と連携しながら、農地の貸し手と借り手を結び付けるお手伝いをします。